

伊 勢 市 公 報

第 233 号
平成 27 年 7 月 21 日
火 曜 日

目 次

	頁
議会規則	
○ 伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
○ 伊勢市市税等収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する訓令	4
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	7
告 示	
○ 伊勢市岡本財産区議会の招集について	9
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	10
消防本部告示	
○ 消防長が指定する総合操作盤を設ける防火対象物について	11
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	12
宮二土改第 2 選区告示	
○ 宮川左岸第二土地改良区総代選挙関係	
・ 候補者の届出について	13
・ 無投票の確定について	15
・ 選挙会の日時及び場所について	16
上下水道事業告示	
○ 聴聞公示通知書	17
公 告	
○ 犬の抑留について	18
○ 犬の抑留について	19
教育委員会公告	
○ パブリックコメントの実施について	20
公 表	
○ 平成 26 年度定期監査等結果に対する措置状況について	23

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月 9 日

伊勢市議会議長 小山 敏

伊勢市議会規則第1号

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則

伊勢市議会会議規則（平成17年伊勢市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市市税等収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する訓令を次の
ように定める。

平成 27 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第3号

伊勢市市税等収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する訓令
伊勢市市税等収納特別対策委員会設置規程（平成17年伊勢市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「滞納を縮減することにより」を「適正な管理及び効果的かつ効率的な徴収により滞納を縮減し」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）及び伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の規定に基づく徴収金
- (2) 国税又は地方税の滞納処分の例により処分できる徴収金のうち、健康福祉部医療保険課、健康福祉部介護保険課、健康福祉部こども課又は上下水道部料金課の所管するもの

第3条第1号中「収納率の向上を図る」を「適正な管理及び効果的かつ効率的な徴収を進める」に改め、同条第2号中「徴収体制」を「賦課及び徴収の体制」に改め、同条第3号中「収納」を「賦課及び徴収」に改める。

第4条第1項中「19人」を「15人」に改め、同条第2項中第6号から第15号までを次のように改め、第16号から第19号までを削る。

- (6) 総務部総務課長
- (7) 情報戦略局財政課長
- (8) 健康福祉部医療保険課長
- (9) 健康福祉部介護保険課長
- (10) 健康福祉部こども課長
- (11) 上下水道部料金課長
- (12) 総務部課税課長
- (13) 総務部収税課長
- (14) 総務部債権回収対策室長

(15) 健康福祉部医療保険課副参事

第5条の見出しを「(委員長等)」に改め、同条第1項中「委員会は」を「委員会に」に改める。

第6条第1項中「その内容に係る委員を別に定める基準により」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第9条を第10条とする。

第8条中「債権回収対策室」を「総務部債権回収対策室」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「委員」の次に「及び部会員」を加え、同条中「委員会」の次に「及び専門部会」を、「委員」の次に「及び部会員」を加え、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(専門部会)

第7条 委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、次に掲げる事項をつかさどる。

(1) 委員会から付託された案件について協議し、調整し、及び推進すること。

(2) その他委員会及び専門部会の運営に必要な事項に関すること。

3 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長、副部会長及び部会員は、委員の属する組織の職員のうちから、委員長が指名した職員をもって充てる。

5 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のよ
うに定める。

平成 27 年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 1 号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表水道事業収益の部営業外収益の款長期前受金戻入の項中「その他資本剰余金長期前受金戻入」を「その他長期前受金戻入」に改め、同部簡易水道収益の款長期前受金戻入の項中「その他資本剰余金長期前受金戻入」を「その他長期前受金戻入」に改める。

別表第 1 の 4 の表繰延収益の部長期前受金の款長期前受金の項中「その他資本剰余金長期前受金」を「その他長期前受金」に改め、同部長期前受金収益化累計額の款長期前受金収益化累計額の項中「その他資本剰余金長期前受金収益化累計額」を「その他長期前受金収益化累計額」に改める。

別表第 2 の 1 の表下水道事業収益の部営業外収益の款長期前受金戻入の項中「その他資本剰余金長期前受金戻入」を「その他長期前受金戻入」に改める。

別表第 2 の 4 の表繰延収益の部長期前受金の款長期前受金の項中「その他資本剰余金長期前受金」を「その他長期前受金」に改め、同部長期前受金収益化累計額の款長期前受金収益化累計額の項中「その他資本剰余金長期前受金収益化累計額」を「その他長期前受金収益化累計額」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 81 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 27 年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 27 年 7 月 10 日（金）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 3 号 平成 26 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を
求めることについて

伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成27年7月15日

伊勢市教育委員会
委員長 畠中節夫

記

- 1 日時 平成27年7月21日（火）午後7時00分
- 2 場所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
議案第24号 奨学生の決定について
議案第25号 伊勢市中学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正に
ついて

伊勢市消防本部告示第1号

消防長が指定する総合操作盤を設ける防火対象物を次のように定める。

平成27年7月6日

伊勢市消防長 竜田博史

消防長が指定する総合操作盤を設ける防火対象物

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号ハの規定により消防長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が1万㎡以上の防火対象物
- (2) 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が2万㎡以上の特定防火対象物
- (3) 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物

附 則

この告示は、平成27年7月6日から施行する。

伊勢市選挙管理委員会告示第 34 号

平成 26 年 9 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 27 年 7 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 9 月 3 日（木）から同月 7 日（月）までの 5 日間
（公職選挙法第 23 条）

宮二土改第2選区告示第1号

平成27年7月21日執行の宮川左岸第二土地改良区総代選挙第2選挙区における候補者として、次のとおり届出がありました。

平成27年7月15日

宮川左岸第二土地改良区総代選挙

第2選挙区選挙長 野口宗昭

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	本 籍	住 所	生年月日	満 年 令	党 派	職 業
1	7.15	本人	やました かずし 山下 和司	男	伊勢市上地町1615番地	伊勢市上地町1615番地	S 21. 2. 10	69	無所属	農業
2	7.15	本人	なかやま けんいち 中山 憲一	男	伊勢市上地町1515番地2	伊勢市上地町1515番地2	S 23. 3. 10	67	無所属	建築業
3	7.15	本人	なかやま しげる 中山 繁	男	伊勢市上地町1715番地	伊勢市上地町1715番地	S 23. 10. 31	66	無所属	農業
4	7.15	本人	さかくち のぼる 阪口 昇	男	伊勢市上地町1486番地	伊勢市上地町1476番地1	S 32. 12. 24	57	無所属	団体職員
5	7.15	本人	いけやま まさゆき 池山 昌行	男	伊勢市上地町1821番地	伊勢市上地町1821番地	S 33. 5. 13	57	無所属	会社員
6	7.15	本人	かめだ たかひろ 亀田 隆弘	男	伊勢市上地町1467番地	伊勢市上地町1467番地	S 32. 11. 3	57	無所属	農業
7	7.15	本人	やまもと しょうぞう 山本 正藏	男	伊勢市上地町1902番地	伊勢市上地町1902番地	S 24. 9. 20	65	無所属	農業
8	7.15	本人	なかがわ ともお 中川 朋夫	男	伊勢市上地町1923番地	伊勢市上地町1923番地	S 26. 5. 15	64	無所属	農業
9	7.15	本人	よしざわ いっせい 吉澤 一誠	男	伊勢市上地町2526番地	伊勢市上地町2540番地	S 19. 9. 26	70	無所属	農業

10	7.15	本人	かわい いさお 川井 勲	男	伊勢市上地町3362番地	伊勢市上地町3362番地	S 17. 12. 6	72	無所属	農業
11	7.15	本人	なかにし つねお 中西 常雄	男	伊勢市上地町2312番地	伊勢市上地町2312番地	S 19. 1. 1	71	無所属	農業
12	7.15	本人	おくだ ひさし 奥田 久司	男	多気郡大台町佐原106番地 1	伊勢市上地町3870番地	S 32. 1. 20	58	無所属	地方公務員
13	7.15	本人	いのうえ ゆきお 井上 雄喜男	男	伊勢市栗野町1073番地	伊勢市栗野町1073番地	S 21. 4. 8	69	無所属	農業
14	7.15	本人	なかざき とみお 中崎 富生	男	伊勢市栗野町1012番地	伊勢市栗野町1012番地	S 21. 5. 28	69	無所属	農業
15	7.15	本人	ながい ひさみ 長井 久己	男	伊勢市栗野町1018番地	伊勢市栗野町1018番地	S 21. 2. 10	69	無所属	農業
16	7.15	本人	なかざき いさむ 中崎 勇	男	伊勢市栗野町1033番地	伊勢市栗野町1033番地	S 18. 9. 2	71	無所属	農業
17	7.15	本人	ほりい かつよし 堀井 勝儀	男	伊勢市栗野町1101番地	伊勢市栗野町1101番地	S 18. 10. 30	71	無所属	農業
18	7.15	本人	つつみ てるふみ 堤 照文	男	伊勢市中須町1275番地	伊勢市中須町1275番地	S 24. 12. 1	65	無所属	農業
19	7.15	本人	みなみぐち あきら 南口 陽	男	伊勢市中須町1284番地 2	伊勢市中須町1284番地 2	S 29. 5. 6	61	無所属	農業
20	7.15	本人	つつみ たかお 堤 孝生	男	伊勢市中須町460番地	伊勢市中須町460番地	S 27. 2. 5	63	無所属	農業
21										
22										
23										
24										
25										

宮二土改第2選区告示第2号

平成27年7月21日執行の宮川左岸第二土地改良区総代選挙第2選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成27年7月15日

宮川左岸第二土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 野口宗昭

宮二土改第2選区告示第3号

平成27年7月21日執行の宮川左岸第二土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を下記のとおり定める。

平成27年7月15日

宮川左岸第二土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 野口宗昭

記

1. 日 時 平成27年7月21日（火）午前10時
2. 場 所 伊勢市上地町1810番地
伊勢農協城田支店2階会議室

伊勢市上下水道事業告示第12号

聴 聞 公 示 通 知 書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第15条第3項第15条第3項の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので申し出てください。

平成27年7月8日

伊勢市長 鈴木 健一

聴 聞 の 件 名	伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の取消し処分に係る聴聞
不利益処分の名あて人となるべき者の住所及び氏名	省略
聴 聞 の 期 日	平成27年8月4日 午前9時
聴 聞 の 場 所	伊勢市二見町茶屋420-1 伊勢市役所二見総合支所3階第1会議室
聴聞に関する事務を所掌する部課名	伊勢市上下水道部上水道課

備考 この告示の日から起算して2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。

伊勢市公告第 47 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	東豊浜町	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 27 年 7 月 8 日

3 抑留期限 平成 27 年 7 月 15 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 48 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 7 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	東豊浜町	雑種	黒白	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 27 年 7 月 12 日

3 抑留期限 平成 27 年 7 月 17 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市教育委員会公告第1号

伊勢市いじめ防止基本方針を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市いじめ防止基本方針（案）を公表します。

なお、伊勢市いじめ防止基本方針（案）について、次に定めるところにより伊勢市教育委員会に意見を提出することができます。

平成27年7月1日

伊勢市教育委員会

委員長 島中節夫

1 公表する計画案

伊勢市いじめ防止基本方針（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市教育委員会事務局学校教育課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 伊勢市役所東庁舎2階教育委員会窓口
- (4) 伊勢市役所本館1階市民ホール
- (5) 二見総合支所地域振興課
- (6) 小俣総合支所地域振興課
- (7) 御菌総合支所地域振興課
- (8) 神社支所
- (9) 大湊支所

- (10) 浜郷支所
- (11) 宮本支所
- (12) 豊浜支所
- (13) 北浜支所
- (14) 城田支所
- (15) 四郷支所
- (16) 沼木支所
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市生涯学習センターいせトピア
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 平成 27 年 7 月 1 日（水）

至 平成 27 年 7 月 31 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市いじめ防止基本方針（案）」に対する意見として、伊勢市教育委員会事務局学校教育課に

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

■伊勢市教育委員会事務局学校教育課 小俣総合支所 2階

郵送 〒519-0592 伊勢市小俣町元町 540 番地

ファクシミリ 0596-23-8641

電子メール kyo-gako@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 27 年 7 月 31 日 (金) 【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市教育委員会事務局学校教育課 電話 0596-22-7881

伊勢市監査委員公表第4号

平成26年度定期監査等結果（後期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成27年7月8日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
伊勢市監査委員 佐之井 久紀

定期監査等結果（後期）に対する措置状況

定期監査

【都市整備部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
監理課	（１）復命書を３日以内に作成していないものが見受けられたため、職員服務規程に基づき適正な処理をされたい。	「実施中」 適正な処理をするように、部内職員へ周知しました。今後は伊勢市職員服務規程に基づき適正な事務処理に努めます。
都市計画課	（１）時間外勤務が昨年度と比較して１．８倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。 また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。	「実施中」 時間外勤務については、今後、業務の見直し等により削減に努めます。 また、特定の職員に負担がかかることのないよう課内で業務の配分を見直すなど平準化に努めます。
交通政策課	（１）昨年度も指摘したところであるが、事務補助団体において支払遅延が多数見受けられた。措置状況においては改善済みと記載されていたが、当年度の書類検査でも改善されていなかったため早期に改善されたい。 （２）事務補助団体において、庁舎内の売店で購入した数百円の切手代金についても振込にて支払を行っている。経費削減の観点から事案によっては現金払いを選択されたい。また、業務日誌の内容確認日が記載されていないものが多数見受けられたため、適正な事務処理をされたい。	「実施中」 指摘後に「支払文書送達簿」を作成し、早期に関係書類等について、事務局である伊勢警察署と市の調整を確実にを行い、支払遅延のないようにしました。 「実施中」 現金払いできるものについては現金払いを行い経費削減に努めています。 また、業務日誌の内容確認を確実に実施し、確認日を記載しています。
用地課	（１）市有地除草等業務を時間単価	「措置済み」

	<p>で契約しており、履行確認も業務時間のみとなっているため、仕様書に基づいた業務の履行を担保とする契約に改められたい。</p> <p>(2) 時間外勤務が昨年度と比較して1.8倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り、その削減に努力されたい。</p> <p>また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p> <p>(3) 復命書を3日以内に作成していないものが見受けられたため、職員服務規程に基づき適正な処理をされたい。</p>	<p>市有地除草等業務について、従来は除草業務に従事した時間を根拠とする単価契約で実施していましたが、27年度は、面積・回数を根拠とする積算に基づく総価契約に改めました。</p> <p>「実施中」</p> <p>時間外の削減における取組みとして課内の係間で特に地籍調査業務の境界立会の事前調査の協力体制を強化しました。また、業務のバランス及びメンタルヘルス不全を危惧する職員を考慮して課内異動を実施しました。</p> <p>管理職においては毎月、各担当の時間外の状況を把握したのち、各係長とヒアリングを行い、業務の担当割りを柔軟に進めることと事務改善への意識付けを図ることとしました。</p> <p>「実施中」</p> <p>適正な処理をするように、職員服務規程及び期日の考え方について課内で周知を行いました。</p>
<p>建築住宅課</p>	<p>(1) 時間外勤務が昨年度と比較して2.5倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。</p> <p>また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>時間外勤務については、今後、業務の見直し等により削減に努めます。</p> <p>また、現在、業務の合理化・平準化等を図り、特定の職員に偏らないよう、職員間で業務を分担するなどの対応に努めています。</p>

【小俣総合支所】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
<p>地域振興課</p>	<p>(1) 小俣総合支所庁舎等清掃等業務を時間単価で契約しており、履行</p>	<p>「措置済み」</p> <p>小俣総合支所庁舎等清掃等業務につ</p>

	確認も業務時間のみとなっているため、仕様書に基づいた業務の履行を担保とする契約に改められたい。	いて検討の結果、平成 27 年度契約より時間単価の契約を止めて総価契約にしました。また、業務の履行を担保するために作業報告書を作成し、日々の業務内容を確認しています。
生活福祉課	<p>(1) 時間外勤務が昨年度と比較して2.6倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。</p> <p>また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>全職務の事務分担等の見直しを行い、時間外勤務の多い職務については、課内全体で応援協力し削減に努めています。</p>

【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
水道事業	(1) 復命書を3日以内に作成していないものが見受けられたため、職員服務規程に基づき適正な処理をされたい。	<p>「実施中」</p> <p>復命書を3日以内に作成するよう所属職員に周知し、職員服務規程に基づいた処理に努めています。</p>
下水道事業	<p>(1) 工事予定価格の参考見積にかかる簿冊の保存期間を5年で整理されていたが、文書管理規程に基づき10年に改められたい。</p> <p>(2) 時間外勤務が昨年度と比較して1.5倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。</p> <p>また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>引継ぎをされている簿冊も含めて、保存期間を10年に変更しました。</p> <p>「実施中」</p> <p>時間外勤務の多かった課を中心に、係間における業務の垣根を低くして、課内で業務をフォローできる体制作りをすすめています。</p>

	(3) 復命書を3日以内に作成していないものが見受けられたため、職員服務規程に基づき適正な処理をされたい。	「実施中」 復命書を3日以内に作成するよう所属職員に周知し、職員服務規程に基づいた処理に努めています。
--	---	--

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
教育総務課	(1) 学校の消防用設備の修繕において対応の遅いものが見受けられた。人命に関わる重要な設備であるため早急な対応をされたい。	「措置済み」 保守点検業者から点検結果報告書を受け取り次第、緊急対応する必要があるものについては、現場確認を実施し、見積徴取の上、随意契約にて早期発注を実施するようになりました。
学校教育課	(1) 時間外勤務が昨年度と比較して1.5倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。 また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。 (2) 復命書が作成されていない出張、完了届が添付されていない委託業務、及び決裁区分が誤っているものが見受けられたため適正な事務処理をされたい。 (3) 事務補助団体において、収入伺いがないもの、決裁の本文が鉛筆書きのものが見受けられたため適正な事務処理をされたい。	「実施中」 時間外勤務増加の大きな要因としては、平成26年4月の機構改革で係が新設されたことによる事業の組替等、課係間の調整に時間を要したこと、また、小俣中学校・二見中学校・御菌中学校の給食が自校方式から共同調理場への移行のため準備事務等の増加が考えられます。 業務の見直しを行うとともに、特定の職員に負担がかかることのないよう業務を分担するなど対応に努めています。 「措置済み」 全て適正な事務処理に是正しました。今後は、伊勢市職員服務規程、業務委託約款及び伊勢市事務決裁規程に基づいた適正な事務処理を徹底します。 「措置済み」 収入伺いについては、異なる簿冊に綴じていたことから、当該簿冊に綴じ直しました。また、鉛筆書きについては、必要なものはボールペンにて書き直しを行いました。 事務補助団体においても、市の規則・規

		程等に準じ、適正な事務処理に努めます。
社会教育課	<p>(1) 事務補助団体において、精算遅れ、記載誤りや領収書の添付がないものなど事務及び経理において不適切な処理が多数見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>事務補助団体であっても、公金を取り扱うことから、事務処理方法を再度確認しました。</p>
スポーツ課	<p>(1) 伊勢市中学校体育大会選手派遣負担金において、負担金の算出根拠がその目的と一致しないものまで含まれていたため、根拠の内容精査を確実に実行されたい。</p> <p>(2) 時間外勤務が昨年度と比較して1.7倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。</p> <p>また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p> <p>(3) 前渡資金において、精算日が5日以上経過しているものなど不適正な処理が見受けられたため、会計規則に基づき適正な処理をされたい。</p> <p>(4) お伊勢さんマラソンの簿冊の保存期間が5年となっているが、支払に関係する簿冊であるため10年に改められたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>この負担金は、伊勢市中学校体育連盟主催の市内大会において保護者の負担を軽減するため、選手に対して派遣費を負担するものとして支出していますが、実際は応援の生徒も対象としていることから、事業目的の見直しを行いました。</p> <p>「実施中」</p> <p>時間外増加の要因としましては施設のリニューアルオープンに伴う事務処理やイベント開催等、平成26年度限定のものが考えられます。それにつきましては、減少するものと思われませんが、職員の人員減少、他課からの施設移管等、非常に厳しい状況の中、業務の見直しを行うとともに、特定の職員に業務が偏ることのないように事務の分担に努めています。</p> <p>「措置済み」</p> <p>会計規則に基づき、事務処理を行うよう改善済みです。</p> <p>「措置済み」</p> <p>文書管理規程に基づき、文書の保存年限を修正し、改善済みです。</p>
教育研究所	(1) 復命書を3日以内に作成して	「措置済み」

	いないものが見受けられたため、職員サービス規程に基づき適正な処理をされたい。	職員サービス規程に基づき事務処理を行うよう改善済みです。
各小中学校・幼稚園	<p>(1) 経理簿の未作成、経理簿と通帳の不一致、現金の長期間にわたる保管、支払遅延、立替払いや通帳残高の内訳を把握していないなど、不適正な経理処理が多数見受けられたうえ、教育委員会から支出された負担金等が適切に処理されていない事例もあった。今後、教育委員会において統一した経理処理マニュアルを作成、指導するとともに、負担金等が目的通りに処理されているか検査するなど、各学校等が適正に処理できる体制を確立されたい。</p> <p>また、各学校等においても教育委員会からの指導等が実効性あるものとするため内部統制を図られたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>経理簿の未作成については、経理簿を作成し、随時、通帳残高の管理を行うよう改善しました。現金の長期保存、支払遅延、立替払いなどについても、公金であり適正な経理処理を行うよう改めて周知徹底を図りました。</p> <p>また、平成 27 年度当初には各小中学校・幼稚園用の統一したマニュアルとして学校事務処理要領を作成し、説明会を実施するとともに、別途、委託事業、負担金等の事務処理について、予算執行事務の説明会を開催し、適正な事務及び経理処理を行うよう指導をしました。</p> <p>各学校等においては、教育委員会主催の各説明会出席者による内容の伝達を行うとともに、学校長からも教職員に対し、適正に事務の執行に務めるよう改めて指導を行いました。</p>

【消防本部（署・分署）】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
消防本部	<p>(1) 清掃業務委託において同種の契約が複数見受けられた。経費削減及び事務効率の向上のためにも発注方法を検討されたい。</p> <p>(2) 復命書を 3 日以内に作成していないものが見受けられたため、職員サービス規程に基づき適正な処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>発注方法を一般競争入札等により行うよう努めます。</p> <p>「実施中」</p> <p>職員サービス規程に基づき適正な処理を行うよう職員に周知しました。</p> <p>今後は、ご指摘を受けることのないよう、適正な事務処理に努めます。</p>

財政援助団体等監査

【サンライフ伊勢】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措 置 状 況
<p>所管課 商工労政課</p>	<p>（ア）指定管理者が、管理事務所を目的外に使用していること、及び申請書を提出せず会議室等を利用していることは、法令等に違反しており早急に改められたい。</p> <p>（イ）施設の管理運営を指定管理者へ行わせているものの、管理責任は市にあることから、随時、基本協定書第 28 条に基づいた実施状況の調査、指示等を実施して管理状況を把握されたい。</p> <p>（ウ）災害等発生時における来館者等の安全確保を図るため、危機管理体制を築くとともに、避難マニュアルなどを作成し避難訓練も随時行うよう指定管理者を指導し、その対応に万全を期されたい。</p> <p>（エ）成果目標の未達成に対する指導を口頭のみで行っているが、指定管理者に対する指導等は文書にて行い、その改善方法等についても文書で要求し記録として保存するとともにその検証をされたい。</p>	<p>「措置済み」 管理事務所の目的外使用について、基本協定書第 13 条に基づき、市の許可を受け使用するよう是正しました。また、会議室利用の際は、サンライフ伊勢条例及びサンライフ伊勢条例施行規則に則り、申請手続きを経て利用するよう指定管理者を指導しました。</p> <p>「実施中」 定期的に指定管理者から提出される業務報告書により管理業務の実施状況を確認するとともに、随時、実地調査を行い、基本協定書・仕様書に基づき適正に管理運営されているか状況把握を実施し、必要な指導を行なっています。</p> <p>「措置済み」 避難マニュアルを作成するよう指定管理者を指導し、指定管理者において、危機管理マニュアル及び火災時の避難マニュアルを作成しました。また、避難訓練については、指定管理者が消防計画に基づき年 2 回実施しており、今後も、確実に実施するよう指導します。</p> <p>「措置済み」 成果目標未達成に対する改善勧告及びその改善策の報告を、文書をもって行うよう改めました。今後は、改善策の実施及びその効果について、検証を行いません。</p>

<p>一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター</p>	<p>(ア)管理事務所を市の許可無く目的外に使用していること、及び申請書を提出せず会議室等を利用していることは基本協定等に抵触しているため、市からの指示に従いすみやかに対応されたい。</p> <p>(イ)サンライフ伊勢条例第9条において、施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならないと規定されているが、夜間は再委託先のみで業務を行っている。また、基本協定書第21条に規定されている緊急事態発生時の対応のためにも、夜間業務の体制を整えられたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>ご指摘を受け、基本協定書第13条に基づき、市の許可を受け使用するよう改め、平成27年3月16日付にて市に「サンライフ伊勢使用許可申請書」を提出し、平成27年3月24日付にて、市から、行政財産の使用許可を得ました。</p> <p>また、会議室等の利用につきましても、「サンライフ伊勢利用許可申請書」を提出するよう是正しました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>夜間（17：00～21：00）の受付対応及び会館管理等を、再委託先（シルバー人材センター会員・1名）とサービスセンター職員（1名）の2名体制とし、施設の開設時間中は、サービスセンター職員を常時1名以上配置するよう是正しました。</p>
---------------------------------	--	--